

第2章 生命保険・損害保険

1. 保険総論

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 生命保険の保険料の計算における「大数の法則」とは、保険契約者から払い込まれる保険料の総額と予定運用収益との合計額が、保険会社の支払う保険金の総額と予定経費との合計額に等しくなることをいう。
2. 少額短期保険業者は、生命保険契約、損害保険契約それぞれの保険契約者保護機構への加入が義務づけられているので、万一、少額短期保険業者が経営破綻したとしても、保険契約者は、それぞれの保険契約者保護機構による保護が受けられる。
3. 保険業法では、生命保険契約を申し込んだ後でも、申込者は、申込日またはクーリング・オフの内容を記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日から10日以内であれば、口頭により契約の申込みを撤回することができる。
4. ソルベンシー・マージン比率が100%である生命保険会社は、リスクに対する支払余力が十分にあり、金融庁による早期是正措置の対象とはならない。
5. 生命保険募集人が、契約者または被保険者による告知を妨げたり、不実の告知をすることを勧めたりした場合、原則として、保険会社は告知義務違反を理由として契約を解除することができない。
6. 生命保険募集人が、保険契約者等に対して不利益となるべき事実を告げずに生命保険契約の乗換募集を行うことは、保険業法により禁じられている。
7. 生命保険募集人が生命保険の募集に際し、顧客が支払うべき保険料を立替払いすることは、保険業法に定められる禁止行為に該当する。
8. 生命保険募集人が生命保険を募集するにあたり、顧客に対して病気などを告知しないように勧めることは、保険業法に定める禁止行為に該当する。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 生命保険の保険料は、大数の法則や（ ）にもとづき、主として3つの予定基礎率を用いて算出されている。
 - 1) 収支相当の原則
 - 2) 比例配分の原則
 - 3) 利得禁止の原則

2. 生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻時点における補償対象契約の（ ）の90%（高予定利率契約を除く）までが補償される。
 - 1) 死亡保険金額
 - 2) 責任準備金等
 - 3) 解約返戻金額

3. 国内で販売される保険商品のうち、（ ）は、生命保険契約者保護機構の補償対象とはならない。
 - 1) 少額短期保険業者の医療保険
 - 2) 国内で事業を行う外資系保険会社の終身保険
 - 3) かんぽ生命保険の養老保険

4. 少額短期保険業者が取り扱うことができる生命保険商品は「少額・短期・掛捨て」に限定され、1人の被保険者から引き受ける保険金額の総額は、原則として（ ）を超えてはならない。
 - 1) 300万円
 - 2) 500万円
 - 3) 1,000万円

5. 生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、高予定利率契約を除き、原則として破綻時の補償対象契約の責任準備金等の（ ）まで補償される。
 - 1) 70%
 - 2) 80%
 - 3) 90%

6. 保険業法によれば、保険契約の申込者が保険契約の申込の撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合、原則として、その交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して（①）以内であれば、（②）により申込の撤回等を行うことができる。
 - 1) ①8日 ②書面
 - 2) ①8日 ②書面または口頭
 - 3) ①10日 ②書面または口頭

7. 保険契約の申込者等がその契約の撤回等を希望する場合、原則として、契約の申込日または申込みの撤回等に関する事項を記載した書面の交付日のいずれか（①）日から起算して（②）日以内であれば、書面により申込みの撤回等を行うことができる。
 - 1) ①早い ②14
 - 2) ①早い ②8
 - 3) ①遅い ②8

8. 保険法の規定によれば、保険契約者等に告知義務違反があった場合、保険者は原則として保険契約解除できるが、この解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から（ ）行使しないときは消滅する。
 - 1) 8日間
 - 2) 1ヵ月間
 - 3) 3年間

2. 生命保険

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 生命保険契約者が保険会社に払い込む保険料は、将来の保険金を支払うための財源となる純保険料と、保険会社が保険事業を維持・管理していくために必要な経費に充てる付加保険料から構成される。
2. 定期保険では、被保険者が保険期間中に死亡した場合には死亡保険金が支払われ、被保険者が保険期間終了まで生存した場合には満期保険金が支払われる。
3. 定期保険には、保険金額が保険期間中一定である定額型のほか、契約後一定期間ごとに保険金額が減少する逓減型や契約後一定期間ごとに保険金額が増加する逓増型もある。
4. 逓減定期保険では、保険期間の経過に従って、保険金の額が逓減する。
5. 養老保険は、一般に満期保険金の額と死亡・高度障害保険金の額が同額であり、生死混合保険に分類される。
6. 特定疾病保障保険では、被保険者が保険期間内に特定疾病以外の原因により死亡した場合、死亡保険金が支払われない。
7. 契約者（＝保険料負担者）を父親、被保険者を子とする学資（こども）保険において、保険期間中に子が死亡した場合、一般に、以後の保険料の払込みが免除されたうえで保険契約が継続し、契約時に定めた学資祝金や満期祝金が支払われる。
8. 生命保険契約の災害割増特約に基づく特約保険金（災害割増保険金）は、被保険者が不慮の事故で180日以内に死亡したときまたは所定の高度障害状態になったとき、主契約の死亡保険金等に上乗せして支払われる。
9. 生命保険の傷害特約は、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当した場合に障害の程度に応じた障害給付金が支払われる特約であり、不慮の事故による死亡は保障の対象とはならない。
10. 生命保険契約にリビング・ニーズ特約を付加する場合、特約保険料を別途負担する必要がある。
11. 特定疾病保障定期保険特約は、一般に、被保険者が保険期間中にがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当した場合、何度でも保険金が支払われる。
12. 生命保険契約において、保険料の払込みがなく、保険料の払込猶予期間が経過した場合、解約返戻金の一定の範囲内で保険会社が保険料を立て替え、契約を有効に継続させる制度を（自動）振替貸付制度という。

13. 入院特約が付加されている終身保険を払済保険に変更した場合、その入院特約は消滅せずに保険期間満了まで有効である。
14. 生命保険の見直しの方法の1つである延長（定期）保険は、以後の保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、元の契約の保険期間を変えずに新たに保険金額を定め、元の主契約と同じ種類の保険または養老保険（終身保険）に変更するものをいう。
15. 契約転換制度は、現在加入している生命保険の責任準備金等を同じ保険会社の新しい保険契約の一部に充当するもので、転換する際には告知・診査が不要である。
16. 現在加入している生命保険契約を、契約転換制度を利用して新たな契約に転換する場合、保険料は転換時の年齢・保険料率により計算される。
17. 生命保険契約に基づいて支払われる保険金のうち、特定疾病（がん、急性心筋梗塞等）により所定の状態に該当した場合に、被保険者自身が受け取る特定疾病保障保険の保険金は、一時所得として所得税・住民税の課税対象になる。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 生命保険の契約者が払い込む保険料は、主として将来の保険金を支払うための財源となる（①）と、生命保険会社が保険契約を維持・管理していくために必要な費用である（②）とに大別することができる。
 - 1) ①死亡保険料 ②生存保険料 2) ①純保険料 ②付加保険料
 - 3) ①標準保険料 ②事業保険料
2. 生命保険の保険料は純保険料と付加保険料に大別することができるが、このうち付加保険料は（ ）に基づいて算出される。
 - 1) 予定利率 2) 予定死亡率 3) 予定事業費率
3. 生命保険会社に生命保険契約上の履行義務（保険金・給付金の支払等）が発生する時期を（①）というが、（①）は、保険会社の承諾を前提として、申込み、告知（診査）、（②）の3つがすべて完了したときとされている。
 - 1) ①責任開始期（日） ②第1回保険料（充当金）払込み
 - 2) ①契約期（日） ②ご契約のしおりの交付
 - 3) ①義務発生期（日） ②契約確認
4. 個人年金保険を年金の受取方法で分類すると、被保険者が生存している限り年金が支払われる（①）年金、被保険者の生死に関係なく所定の年金支払期間内であれば年金が支払われる（②）年金などがある。
 - 1) ①終身 ②確定 2) ①確定 ②有期 3) ①終身 ②有期

5. 特定疾病保険定期保険では、被保険者が、がん・()・脳卒中により所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金が支払われる。
 1) 糖尿病 2) 急性心筋梗塞 3) 動脈硬化症
6. 生命保険契約にリビング・ニーズ特約を付加した場合、被保険者の余命が()以内と判断されたときに所定の保険金が支払われる。
 1) 6ヵ月 2) 9ヵ月 3) 12ヵ月
7. 生命保険の契約者貸付制度は、契約者が保険契約の()の一定範囲内で、保険会社から貸付を受けることができる制度である。
 1) 払込保険料 2) 解約返戻金 3) 死亡保険金
8. 生命保険契約において、保険料の払込みがないまま払込猶予期間を経過した場合に、その契約の(①)の一定範囲内で保険会社が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に継続させる制度を(②)という。
 1) ①責任準備金 ②復活 2) ①責任準備金 ②自動振替貸付
 3) ①解約返戻金 ②自動振替貸付
9. 払済保険は、現在契約している生命保険の以後の保険料の払込みを中止し、その時点での(①)をもとに、元の契約の(②)を変えずに、元の主契約と同じ種類の保険(または養老保険)に切り替えたものをいう。
 1) ①責任準備金 ②保険金額 2) ①解約返戻金 ②保険期間
 3) ①払込済保険料 ②保険金額
10. 現在有効に継続している生命保険の以後の保険料の払込みを中止し、その時点での(①)をもとに、元の契約の保険金額を変えないで、一時払の定期保険に変更したものを(②)という。
 1) ①責任準備金 ②払済保険 2) ①基本保険金 ②転換保険
 3) ①解約返戻金 ②延長保険
11. 契約者(=保険料負担者)が夫、被保険者が妻、死亡保険金受取人が夫である生命保険契約において、夫が受け取る死亡保険金は()の課税対象となる。
 1) 相続税 2) 贈与税 3) 所得税および住民税
12. 契約者(=保険料負担者)が夫、被保険者が妻、死亡保険金受取人が子である生命保険契約において、子が受け取った死亡保険金は()の課税対象となる。
 1) 所得税 2) 贈与税 3) 相続税
13. 高度障害保険金、特定疾病保険金、入院給付金の3つのうち、被保険者が受け取った場合に非課税となるものは、()ある。
 1) 1つ 2) 2つ 3) 3つ

3. 損害保険

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 軽過失による失火で隣家を全焼させた場合、「失火ノ責任ニ関スル法律」（失火責任法）により、失火者は隣家に対して損害賠償責任を負わない。
2. 地震保険の補償の対象は居住用建物および生活用動産であり、1個または1組の価額が30万円を超える宝石や骨とうなどを補償の対象とすることはできない。
3. 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）は、対人賠償事故および対物賠償事故を補償の対象としている。
4. 人身傷害補償保険の被保険者が自動車事故により死傷した場合、過失相殺による減額をせずに、治療費など実際の損害額が保険金支払の対象となる。
5. 人身傷害補償保険は、自動車事故により被保険者が死亡または障害を被った場合に、相手方の過失割合に応じて、示談交渉が成立した後に、保険金額の範囲内で損害額を補償する保険である。
6. 家族障害保険において、被保険者本人（記名被保険者）またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子は、被保険者となる。
7. 細菌性の食中毒や地震等によるケガは、海外旅行保険の保険金支払の対象となる。
8. 個人賠償責任保険では、被保険者が友人から借りたカメラを誤って破損した場合、保険金支払いの対象になる。
9. 個人賠償責任保険では、被保険者が飼っている犬が他人にかみついてケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となる。
10. 生産物賠償責任保険（PL保険）は、製造・販売した製品や商品あるいは仕事の結果に起因する事故により、他人の身体または財物に損害が生じ、被保険者である企業等が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償する保険である。
11. 2020年中に支払った、地震保険料控除の対象となる地震保険料が5万円を超える場合、その年の所得税において5万円の所得控除が受けられる。
12. 火災保険の契約者が自ら所有する住居用家屋や家財が火災により焼失し、損害保険会社から保険金の支払を受けた場合、当該保険金は一時所得として所得税・住民税の課税対象となる。
13. 契約者（保険料負担者）と被保険者が同一である傷害保険契約により、相続人以外の者が受け取った死亡保険金は、贈与税の課税対象となる。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 損害保険契約において、(①) が (②) を超えるときは、その超えた部分の (①) は無効とされる。このような保険を (③) という。
 - 1) ①保険価額 ②保険金額 ③超過保険
 - 2) ①保険価額 ②保険金額 ③一部保険
 - 3) ①保険金額 ②保険価額 ③超過保険

2. 損害保険において、保険金額が保険価額を下回っている (①) の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて、保険金が削減して支払われることを (②) という。
 - 1) ①超過保険 ②実損てん補 2) ①一部保険 ②比例てん補
 - 3) ①超過保険 ②比例てん補

3. 火災保険において、保険金額が保険価額に満たない保険を () という。
 - 1) 超過保険 2) 全部保険 3) 一部保険

4. 火災や事故により店舗が損害を受け、営業が休止または阻害された場合の利益の減少等の休業損失を補償する、主に中小企業および個人事業主向けの保険として、() がある。
 - 1) 生産物賠償責任保険 2) 労働災害総合保険 3) 店舗休業保険

5. 地震保険の保険金額は、主契約である火災保険等の (①) から (②) の範囲内での設定となり、建物、生活用動産のそれぞれに限度額が定められている。
 - 1) ①20% ②50% 2) ①30% ②50% 3) ①30% ②70%

6. 地震保険の保険金額は、火災保険等の主契約の保険金額の一定範囲内での設定となり、かつ、居住用建物については (①)、生活用動産(家財)については (②) の上限が設けられている。
 - 1) ①3,000万円 ②500万円 2) ①3,000万円 ②1,000万円
 - 3) ①5,000万円 ②1,000万円

7. 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)で支払われる保険金の被害者1人当たりの支払限度額は、死亡の場合で (①)、傷害の場合は (②)、後遺障害の場合は程度に応じて75万円から (③) である。
 - 1) ①4,000万円 ②60万円 ③4,000万円
 - 2) ①3,000万円 ②120万円 ③4,000万円
 - 3) ①4,000万円 ②120万円 ③6,000万円

8. 傷害保険の後遺障害保険金は、一般に、補償の対象となる事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて () に所定の後遺障害が生じた場合に支払われる。
 - 1) 180日以内 2) 270日以内 3) 300日以内

9. 普通傷害保険では、()により通院した場合、保険金支払の対象とならない。
1) 細菌性食中毒 2) 料理中のやけど 3) スポーツ中のケガ
10. 自社で製造した製品に起因して他人の生命や身体を害し、自社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に備え、()に加入した。
1) 受託者賠償責任保険 2) 施設賠償責任保険 3) 生産物賠償責任保険
11. 自動車事故により、個人の契約者(=被保険自動車の所有者)が受け取った自動車保険の車両保険金は、所得税法上、()となる。
1) 一時所得 2) 雑所得 3) 非課税
12. 被保険者や被保険者の父母、配偶者、子が受け取る無保険車傷害保険の保険金は、()とされる。
1) 非課税 2) 一時所得 3) 雑所得
13. 所得補償保険の保険金に対する課税に関し、保険金を被保険者本人が受け取ったときは(①)、被保険者の家族が受け取ったときは(②)となる。
1) ①雑所得 ②贈与税の対象 2) ①非課税 ②非課税
3) ①非課税 ②一時所得

4. 第三分野の保険

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 所得補償保険とは、被保険者が病気やケガなどで就業不能になった場合の所得の喪失に備えるための保険である。